

これからの小中学校のあり方： 名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針を定めました

市教育委員会では、名寄市小中学校適正配置等検討委員会の報告に基づき、市内の小中学校が抱える児童生徒数の減少、小規模化などの課題に対応していくために名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針案(素案)を作成して公表し、意見提出手続き(パブリック・コメント)を経て、名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を定めました。

今後は、この基本方針に基づき小中学校の適正規模の確保と適正配置を推進し、次代を担う子どもたちにとって良好な教育環境を保障しその充実に努めてまいります。

適正配置計画の必要性

児童生徒数減少への対応
市では、平成元年からの19年間で児童生徒数は半減しましたが、小中学校の配置は昭和60年代から大きく変化していません。人口や世帯構成の変化などにより、学校間や学年間に学級の数や学級数などのアンバランスが生じてきています。

また、少子化と児童生徒数の減少は、今後も続いていくものと考えられます。市内の小中学校

の配置が現在のまま推移し続けると、児童生徒にとって良好な教育環境を保ち、望ましい教育効果を得ることができない状況を生じる心配があります。

学校施設の整備への対応
建築後30年以上を経過した学校施設や、昭和56年以前の旧建築基準法による旧耐震基準により建築された学校施設が多く、市の財政状況や学校の配置のあり方を検討した上で計画的な整備を進めることが求められています。

良好な教育環境の確保と保障
より良い教育環境を整備していくためには、適正な学校規模を安定的に確保し、計画的な学校施設の整備を図ることが必要です。市教育委員会は基本方針及び小中学校適正配置計画を策定して取り組みを進めることとしました。

名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の概要

基本的理念

教育環境・教育内容の保障と充実

学校の適正配置と学校規模の適正化により、児童生徒の多様な人間関係の構築や集団の中で

の成長、教職員の指導体制の充実、児童生徒に対する多様な選択肢の提供など教育水準の維持向上を図ります。また、学校の適正規模の確保を通じて学校運営の充実を図り、活力ある教育活動の展開を推進します。

学校施設の充実

学校の適正配置の推進と併せて児童生徒の主体的な活動を支援し、安全・安心で潤いがあり、地域との連携や交流ができる学校施設づくりを進めます。

小中学校の適正規模

効果的な集団学習の展開と児童生徒の集団形成、適切なクラス替えによる人間関係の形成と多様な価値観の発見による教育指導上の効果、教職員数の確保の観点から小学校・中学校ともに、次のような学級と学校の規模が望ましいものとします。

【1学級あたりの児童生徒数】
20人～30人程度

【1校あたりの学級数】
6～12学級

【1校あたりの児童生徒数】
360人程度

市立小中学校の適正配置

基準となる学校規模

普通規模校

【小学校】12学級(児童数300～360人程度)

【中学校】9学級(生徒数250～360人程度)

小規模校

【小学校】6学級(児童数12

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) からのお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。

平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、7月に対象となるすべての方に「保険料額決定通知書」を送付します。

保険料の納め方

次の1または2の方法で納めていただきます。詳しくは次ページの表をご覧ください。
1 年金から差し引かれて納める
原則として、2か月に一度支給される年金から、2か月分の保険料が差し引かれます。
2 納付書や口座振替で納める
次に当てはまる方は、市から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更することもできます。

・年金の年額が18万円未満の方
・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方(複数の年金を受け取っている、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該当することがあります)

通称が「長寿医療制度」になりました
厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」にしました。
なお、正式な名称は、「後期高齢者医療制度」のままです。

問い合わせ

・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290)5601
・市民課高齢者医療年金係
名寄庁舎1階 ☎01654
2111内線3119
・風連庁舎1階 ☎01655
2511内線119



0～240人程度)
【中学校】3学級(生徒数60～120人程度)
 極小規模校

【小学校・中学校】複式学級の編制(児童生徒数20人程度)

適正配置の段階的な推進
 10年を単位として適正配置の見直しを図り検討を行い、段階的に推進していきます。

適正配置の方法

既存校の統廃合及び通学区区域の変更により学校の適正配置を進めます。

基本的な考え方

教育環境を充実し保障していくために計画的な取り組みを進めます。

適正配置に関する情報公開の推進と共通理解の促進に努めます。

通学区の見直し・変更

【通学路】小学校は2km程度、中学校は4km程度とし、安全の確保と通学環境の整備に努めます。

【遠距離通学者】保護者に対し通学費の助成などを行います。

統廃合による通学支援(スクールバス等)による通学手段の確保)を実施します。

円滑な統廃合に向けた取り組みを進めます。

統合による既存校の有効活用を図り、廃校となる学校施設等の有効活用を検討します。

適正配置の対象校と検討時期

対象校
 児童生徒数の将来推計に基づ

き、適正規模に満たない学校について検討します。

検討時期

学校施設の改築・改修時期などを考慮し再編を検討します。

極小規模校については、速やかに再編の検討に着手します。

名寄市立小中学校適正配置計画(第1期)の概要

【計画期間】平成20年度～平成29年度

【地区区分】 名寄市街地区、風連市街地区、 郊外農村地区

名寄市街地区の将来方向

小学校の配置

12学級編制を維持できる適正配置と通学区、5校から4校体制に向けた検討と方向性を示し再編を進めます。

中学校の配置

9学級編制を維持できる適正配置と通学区、当面は2校体制の維持。

実施時期

小規模化の進行状況と改築・改修の時期を検討して取り組みます。

風連市街地区の将来方向

小学校の配置

6学級編制を維持できる小規模校の適正配置と通学区。

中学校の配置

3学級編制を維持できる小規模校の適正配置と通学区。

実施時期

小学校及び中学校各1校の維持を進めます。

持を進めます。

郊外農村地区の将来方向

小中学校について、地域の事情に応じて中心となるべき学校への統合を含めた検討を行い再編を進めます。

実施時期

学校施設の老朽化の状況や耐震化の推進などを考慮して検討を行います。

適正配置計画の進め方
 適正配置実施計画の策定
 個別の実施計画を策定して具体的な学校の適正配置を推進します。また、実施計画の策定と推進にあたっては、計画内容の周知に努め、保護者や地域の方々の意見・要望を踏まえ、理解と協力を得て策定し進めます。

統廃合にあたっては、保護者の代表、学校の代表、地域住民の代表などで構成する統合準備協議会(仮称)を設置して円滑に進めます。

基本方針・適正配置計画の見直し

児童生徒の将来推計、教育制度の改正、社会状況の変化など保護者や地域住民の要望を踏まえて必要に応じて見直しを図ります。

問い合わせ 教育部参事(教育課題特命担当)名寄庁舎3階

☎01654 2111 内線3378

既に年金から差し引かれている方

これからも年金からお支払いいただきます。

まだ年金から差し引かれていない方

年金の年額が18万円未満の方
 介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方
 納付書または口座振替で納めていただきます。

被用者保険 の被保険者(本人)だった方

10月に支給される年金から差し引きが始まります。
 4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。

または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

被用者保険の被扶養者 だった方

10月に支給される年金から差し引きが始まります。
 4月から9月まで保険料がかかりません。

または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

4月2日以降に加入した方

年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。

注) 加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。

または に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

被用者保険の被扶養者とは

被用者保険は、政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことで、これらの保険の被扶養者として保険料負担がなかった方です。

一方で、市の国民健康保険や国民健康保険組合に加入だった方については、含まれません。